

地域における伝統的産業・産地に関する一考察

—北東北を中心として—

田村 正文¹

1. はじめに

拙稿(2022)において、地域で伝統的に育まれてきた生産技術は、他地域では単純に模倣することが難しく、更には黎明期から現在に至るまでの過程を通じて、その土地に根差した文化的な背景や風土が基軸となっているという独自性を有している。このことを鑑みれば、地域の生産活動において、その生産技術そのものが地域資源として捉えることが可能ではないかということについて記述した。現代のようなICT（情報通信技術）やSNSが進展・普及し、そのような情報環境の下での流通にあっては販売チャンネルの多様化、消費者の口コミなどが、従来までの店舗販売に加えて新たな顧客の創造につながっているといえる。

ここでICTやそれを介して購入した消費者の口コミや評判について考えてみると、その商品の感想を第三者に伝えるにあたり、価格や色彩などを伝達することは容易であるが、感触、技術の良し悪しを客観的に伝達することは困難であると思われる。さらには、ある土地の名産品を伝える際にも、例えば「青森県のリンゴはおいしい」という情報を発信したとき、「青森県はリンゴの名産地だから」、「青森県はリンゴの種類が多いから」などといった会話（コミュニケーション）を行うのは容易であろうが、そこに栽培や摘果などの「技術」を伝えることは非常に難しいといえるだろう。しかしながら、ここでの例の「青森県のリンゴはおいしい」という時、「おいしい」という形容詞の中には、必然的に栽培、受粉、摘果、収穫、保管など「リンゴ」という商品として消費者に届くまでの一連の生産技術が含まれていると解釈されよう。

上の例と同様に、生産技術を伝えることは非常に難しいばかりではなく、地域における伝統的産業の現状にあっては、後継者への伝承、新たな市場形成、代替品との差別化など様々な課題に直面している。このことは、偏に少子高齢化の影響のみならず、消費者ニーズ、代替品の登場による市場における生産量や価格競争や地域内における雇用環境などの種々の社会的な変化によるものと考えられる。特に、後述するように地域内で伝統的に生産されてきた（手）工業品は大量生産に向かないばかりか、市場での流通量も少ないことから、比較的市場価格も高いという特徴がある。

本稿においては、地域内での伝統的産業の中でも「伝統的工芸品産業の振興に関する法律（伝産法）」に焦点を当てる。そして伝産法で指定されている伝統的工芸品とそれ以外の青森県における独自の工芸品に関する概要と現状について整理することが主たる目的である。

2. 地域内伝統的産業・地場産業について

一般的にある特定の地域内で伝統的に生産され、それが消費者に対してある程度、認知されたものを「地場産業」や「産地」²という。地場産業については数多くの先行研究が存在するが、地

¹ 八戸学院大学地域経営学部 教授

² 地場産業や産地については、明確な定義が必ずしもなされていない。ここでは下平尾(1996)、山崎ら(2016), pp. 160-114を参照した。

場産業については明確な定義が存在していない。ここでは下平尾(1996)に基づいて、地場産業の特徴について見ていくこととする。

下平尾(1996)において、地場産業の特徴として「地場産業は協業の形態をとっているか、社会的に分業化された協業にもとづくか、いずれにせよ、手工業的な分野が多い産業である。この産業のうち機械化可能なものについては、近代工業に取って代わられた。長い歴史の中では、特殊な技法や技術をもつか、産地形成を行いつつ農村の余剰労働力ないしは家内労働力を基礎にしている以外のものは、消滅して存在していない。今日残っている地場産業は、一定の原料資源や販売市場を確保し、歴史の試練を耐え抜く中で、機械の採用をある程度拒否するような技術、独自の作風をもち、その上に周辺地域を含め比較的安い賃金で雇用しうる労働力を基礎にしながら成立してきた。地場産業は全面的な機械化の道を歩まず、手工業的に存在し得たのは、豊富でかつ安価な労働力の存在に基づいていた(以下省略)」³ことに拠るとされる。

つまり家内制手工業から発生した労働集約的産業であるということになる。さらには「地場産業＝地方産業」という構図で考えた場合、地方産業とは農村における閑散期の余剰労働力を活用した、いわゆる軽工業であると規定しているといえる。その中において、(生産)技術の伝承は「徒弟制度」⁴に依存していたものが地方における進学率の増加に伴い、その枠組が崩壊し、「多面的・複合的な能力をもつ指導者の不足」⁵という課題に直面していることが指摘されている。

また同時に、地場「産業」であることから、単独の製造者のみが生産しているのではなく、社会的に分業され、生産に関する経営体がある一定数その地域内において集積しているということになるだろう。しかしながら、現代においては伝統的な生産物を考えた場合、「昔からこの地域で作られているもの」換言すれば「その地域で生産され、その地域をイメージする産物」として認識され、つまるところ「地場産業」と「地域特産品」などが混在し、広い意味で地域で伝統的に作られてきた手工業による工業品と捉えられていると思われる。

ここで、秋田県北部における「能代春慶(漆器)」と「大館曲げわっぱ(木工品)」という全国的に知られている秋田県民謡の「秋田音頭」で唄われている2種類の伝統的に生産され、比較的高い生産物について考えてみよう。

能代春慶は、生産者において一子相伝で受け継がれてきた技法により生産されてきたものであり、明治初期には漆工4戸、木地工4戸あったものの、第2次世界大戦後は木地材、漆の生産量減少、化学塗料の普及により春慶を業とする家が減少した。さらには唯一の生産者も亡くなり、現在では途絶えた状態となっている⁶。

一方、大館曲げわっぱは、現在でも秋田県大館市内において5社が生産を行っている。一時期にはプラスチック製品に押されていたが、近年では本物志向の風潮により事業を継続している⁷。さらには伝統的な「わっぱ」や「櫃」のみならず、消費者の変化に対応し、盆(トレイ)やアクセ

³ 下平尾(1996) p. 46より引用。

⁴ 下平尾(1996) p. 49-51を参照。また同書において1960年～1965年における出生率の低下、1960年と1970年の高校進学率、大学・短大進学率のデータに基づき徒弟制度という教育制度の崩壊を論じている。

⁵ 下平尾(1996) p. 51を参照。

⁶ 国登録有形文化財旧料亭金勇 能代春慶常設展示 (http://www.kaneyu.jp/?page_id=233) を参照し要約・引用。

⁷ 大館曲げわっぱ協同組合(「協同組合について」<https://odate-magewappa.com/union/>および「大館曲げわっぱの歴史」<https://odate-magewappa.com/history/>) を参照し要約・引用。

サリーなども製造している⁸。

このように、能代春慶と大館曲げわっぱは、現在においては対照的な結果となっていると思われる。具体的に、それぞれの事業においては、化学塗料、プラスチック製品のような化学工業の発展と大量生産化による代替品の影響を受けたものの、消費者の存在によって乗り越えることができたかに思えたが、能代春慶は後継者がいなかったことによる消滅、大館曲げわっぱは現在でも伝統的技術を活用し、従来までのわっぱや櫃に加えて他の生活用品へも販路を広げているという対照的な結果になっている。

このような違いは、経営体としての特徴から探ることができるであろう。能代春慶においては、一子相伝という家系内での技術の伝達であったことから、あくまでも個人事業としてのみ継承していた。一方で、大館曲げわっぱにおいては、5社が現在でも生産し、それぞれの経営体は独自で営業してはいるものの、同時にこれら5社は「大館曲げわっぱ協同組合」の構成員である。つまり大館曲げわっぱは、同業他社間での協同組合を組織化しているのに対し、能代春慶においては、経営体あるいはその技術を有している者が少なかったということはあるだろうが、地域内で組織化できなかったという違いを見出すことができるだろう。このような違いはなぜ生じるのか、次章においては、経済産業省が監督省庁となっている「伝統的工芸品産業の進行に関する法律」について見ていくこととする。

3. 伝統的工芸品産業の進行に関する法律（伝産法）の概要とその派生

3-1 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（伝産法）の概要と特徴

「伝統的工芸品産業の進行に関する法律」（伝産法、本稿では以降この表記を用いる）は、1974年（法律第五十七号）に公布された伝統的工芸品を対象とした法律である⁹。ここでは伝産法の目的とこの法で定められている伝統工芸品の定義について以下に主要な部分のみを引用する¹⁰（下線部は著者が挿入）。

第一条（目的） この法律は、一定の地域で主として伝統的な技術又は技法等を用いて製造される伝統的工芸品が、民衆の生活の中ではぐくまれ受け継がれてきたこと及び将来もそれが存在し続ける基盤があることにかんがみ、このような伝統的工芸品の産業の振興を図り、もつて国民の生活に豊かさや潤いを与えとともに地域経済の発展に寄与し、国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

第二条（伝統的工芸品の指定等） 経済産業大臣は、産業構造審議会の意見を聴いて、工芸品であつて次の各号に掲げる要件に該当するものを伝統的工芸品として指定するものとする。

- 一 主として日常生活の用に供されるものであること。
- 二 その製造過程の主要部分が手工的であること。
- 三 伝統的な技術又は技法により製造されるものであること。
- 四 伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されるものであること。

⁸ 曲げわっぱ工房E08のHP「商品一覧」（<https://e08.jp/collections/all>）を参照した。

⁹ 伝産法とその成立については小原(1991)pp. 7-11を参照。

¹⁰ 伝統的工芸品の産業振興に関する法律（<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=349AC1000000057>）：閲覧・引用。なおここでは主要部分のみの引用であることから、全文についてはURL等で確認されたい。

- 五 一定の地域において少なくない数の者がその製造を行い、又はその製造に従事しているものであること。

第三条（基本指針）経済産業大臣は、伝統的工芸品産業の振興に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 伝統的工芸品産業の振興の基本的な方向
- 二 従事者の後継者の確保及び育成に関する事項
- 三 伝統的な技術又は技法の継承及び改善に関する事項
- 四 伝統的工芸品の需要の開拓に関する事項
- 五 伝統的工芸品又は伝統的な技術若しくは技法を活用した新商品の開発及び製造に関する事項
- 六 その他伝統的工芸品産業の振興に関する重要事項

第九条（活性化計画）製造事業者又は製造協同組合等（特定製造協同組合等を除く。以下この項及び次条において同じ。）は、単独で又は共同して、活性化事業（次に掲げる事業のうち一又は二以上の事業であつて、伝統的工芸品産業の活性化に資するものをいう。以下同じ。）に関する計画（以下「活性化計画」という。）を作成し、これを都道府県知事を経由して経済産業大臣に提出し、当該活性化計画が適当である旨の認定を受けることができる。この場合において、製造事業者又は製造協同組合等が共同して活性化計画を作成したときは、経済産業省令で定めるところにより、代表者を定め、これを都道府県知事を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 従事者の研修に関する事業
- 二 技術又は技法の改善その他品質の改善に関する事業
- 三 原材料についての研究に関する事業
- 四 需要の開拓に関する事業
- 五 原材料の共同購入、製品の共同販売その他事業の共同化に関する事業
- 六 消費者への適正な情報の提供に関する事業
- 七 新商品の開発又は製造に関する事業

以下では伝産法について、簡潔にその構造を見ていくこととしよう。

伝産法で指定された地域の財は、わが国の政府が伝統的工芸品として認めたものであるということになる。どのようなケースであれば認められるのか、以下で考察していく。

第1条の目的では、消費者からの需要があり地域の独自性のある技術・技法により生産され、地域経済の発展に資するものということになる。

第2条では対象となる、伝統的工芸品について明確にしているが、日常生活の用に供される、つまりは生活必需的な要素が強いもので、生産工程が主として手工業的に伝統的技法や原材料を用いて生産されることが第一項～第四項に記載されたものである。ここまでは、あくまでも原材料、生産技術が伝統的であるが故に、必然的に完成品も伝統的なものとなる、いわば原料から完成品までの整合性があるといえる。この第2条で特徴的なのが、第五項であろう。つまりある特定の地域で、少なくない数の者が製造に関わっていることが伝産法における条件の1つとなっている。この第五項の内容から、ある特定の地域において伝統的工芸品を生産する経営体が集積していることが前提となっている。

第3条では、伝統的工芸品の振興や将来への事業継承、技術の伝達、販路拡大を定めた内容となっている。第二項では事業継承、第三項で技術継承とこれらの項において人材育成を基本方針として、第四項および第五項にあつては市場、消費者ニーズなどマーケティングなどに関する内容を定めることが規定されている。つまり、第三条（基本方針）としては、経済産業省から指定を受けた後の事業の継続性および振興を図る目的があると読み取れよう。

第九条では活性化計画として、協同組合のような組織化を明文化しているところが興味深い。特に第五項において「原材料の共同購入、製品の共同販売その他事業の共同化に関する事業」として個々の経営体が独自で原材料の仕入れ、製品の販売を行うのではなく、「共同」での購入や販売を行うことが明記されている。またこのスキームとして、都道府県知事を経由して経済産業大臣へ提出するという手続きを経ることとなっている。ここでは製造事業者（単独）または製造協同組合等（組合等）となっていることから、必ずしも組合等を地域内で組織化する必要はないものの、特に第二条第五項との整合性を考慮すると、単独の場合には、ある程度、経営体としての規模が大きく雇用者も多く存在するということが想定される。一方で組合等を組織化する場合

表 3-1 東北地方における伝産法によって指定された伝統的工芸品

品目名	都道府県	指定年月日
津軽塗	青森県	昭和50年5月10日
秀衡塗	岩手県	昭和60年5月22日
浄法寺塗	岩手県	昭和60年5月22日
岩谷堂筆筥	岩手県	昭和57年3月5日
南部鉄器	岩手県	昭和50年2月17日
鳴子漆器	宮城県	平成3年5月20日
仙台筆筥	宮城県	平成27年6月18日
雄勝硯	宮城県	昭和60年5月22日
宮城伝統こけし	宮城県	昭和56年6月22日
川連漆器	秋田県	昭和51年12月15日
樺細工	秋田県	昭和51年2月26日
大館曲げわっぱ	秋田県	昭和55年10月16日
秋田杉桶樽	秋田県	昭和59年5月31日
置賜紬	山形県	昭和51年2月26日
山形鋳物	山形県	昭和50年2月17日
山形仏壇	山形県	昭和55年3月3日
天童将棋駒	山形県	平成8年4月8日
羽越しな布	山形県、新潟県	平成17年9月22日
奥会津昭和からむし織	福島県	平成29年11月30日
大堀相馬焼	福島県	昭和53年2月6日
会津本郷焼	福島県	平成5年7月2日
会津塗	福島県	昭和50年5月10日
奥会津編み組細工	福島県	平成15年9月10日

出典：経済産業省「伝統的工芸品」HP よりダウンロードし著者作成

(https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/nichiyo-densan/index.html)

には零細であり、生産量も少ない経営体が複数で共同化することを通じて、各企業体間での市場競争をあえて避けることで事業の継承を図ろうという方針があるといえよう。

伝産法により経済産業大臣つまりは中央政府より「伝統的工芸品」として定められたものは、全国に240件（2022年11月16日現在）あり、これらは経済産業省の「伝統的工芸品」のサイトに代表されるようにHP等で公表されている¹¹。この中から東北地方で定められたものを抽出しまとめたのが表3-1である。

表3-1より、青森県は津軽塗の1件のみである。また秋田県、岩手県はそれぞれ4件である。ここで秋田県の4件に注目すれば、前章で取り上げた「大館曲げわっぱ」は伝産法によって指定されているが、「能代春慶」は入っていない。つまり、先述したように大館曲げわっぱでは生産している経営体が大館市内に現在5件あり「大館曲げわっぱ協同組合」を形成している。一方で「能代春慶」は先述のように一子相伝であり、生産者も1件のみという状況であったことから、伝産法においても第二条第五項の「一定の地域において少なくない数の者がその製造を行い、又はその製造に従事しているものであること」に該当しなかったと思われる。しかしながら、事業継承や将来的に生産技術・技法を伝えるという意味においては、特定の技術を有した職人等の死亡、他地域への移住などによって技術の継承が失われてしまうと、その地域から技術そのものが喪失してしまうことになる。そのため、伝産法の限界としては少数のみの技術保有者を十分に保護できないというところにある¹²。

さらには、表3-1を見るとその地域を代表する伝統的工芸品があるが、青森県においても津軽塗だけではなく、伝統的に生産されてきたものとして、例えば図2-1に示したような「こけし」、「南部菱刺し」などが挙げられるだろう。例えば「こけし」の生活での用途を考えた場合には鑑賞用の「玩具」として分類されるであろうが、伝産法第二条第一項の「主として日常生活の用に供されるものであること」に必ずしも該当しないためとも考えられるが、表2-1を見ると宮城県では「宮城伝統こけし」が昭和56(1981)年に指定されている。また「南部鉄器」や「山形鋳物」、「秀衡塗」と「浄法寺塗」などをみれば地域が異なっても類似性の高いものは指定されないという法則性もないといえるだろう。

3-2 青森県における伝統工芸品の指定

さらには、伝統的工芸品といったとき、消費者は必ずしも伝産法で指定されたものだけを思い描くわけでもないであろう。例えば青森県庁地域産業課HPを見ると「青森県の伝統工芸品」の紹介のページ¹³がある。そこには青森県が指定した伝統工芸品として33種類が紹介されている。

青森県の伝統工芸品は平成7(1995)年に制定されており、それに指定されるには、以下の条件を満たす必要がある¹⁴。

¹¹ 経済産業省「伝統的工芸品」(https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/nichiyodensan/index.html)を参照。

¹² 例えば漆器や木工品などは、長期間使用したことで塗りが薄くなる、木目などが変色するような場合には、塗り直し、表面を薄く削ることで変色部分をなくするなど、その技術によって復元できる意味で、耐久消費財としての価値があったといえよう。しかしながら、その技術が消滅すれば、現行品を復元することができなくなる。また、伝産法では零細事業者や個人事業者のみでは廃業のリスクもあることから協同組合制を推奨していると思われるが、地域内で1社（あるいは1人）のみでは協同組合を組織できないことから、事業承継を円滑に進められるような制度設計が必要となるだろう。

¹³ 青森県地域産業課「青森県の伝統工芸品」を参照。(https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/chiikisangyo/dento-kogei_aomori.html)

¹⁴ 青森県地域産業課「青森県の伝統工芸品」より引用。(<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/s>)

【指定要件】

- 1 主に日常生活の用に供されるものであること。
- 2 製造工程の主要部分が手工的であること。
- 3 伝統的な技術又は技法により製造されるものであること。
- 4 原材料が伝統的に使用されてきたものであること。
- 5 おおむね50年以上の歴史を有すること。

前節の伝産法第二条と比較してみると、青森県の伝統工芸品への指定条件の1～4は伝産法を踏襲したものであるといえる。ただし、5の「おおむね50年以上の歴史を有すること」という、具体的な歴史性を明文化しているところに特徴がある。伝産法と青森県の伝統工芸品の指定条件については、青森県地域産業課に著者が問い合わせたところ、伝産法の内容などを参考にしつつも、青森県独自の制度となっているとの事であった。またスキームとして青森県、八戸市に問い合わせた内容を整理すれば図3-1に示すとおりである。

はじめに、県庁から各市町村に対し、年1回程度、打診（募集の案内）があり、それに基づき各市町村内で従事している事業所等を対象に公募を行う。指定されたフォーマットがあり、それに事業内容や製造工程の写真などを記入・貼付し、各市町村に提出。その後、各市町村より青森県に推薦し、県庁で審議を行い、承認、指定という流れとなっている。

さらには、伝産法の場合とは異なり、事業の将来計画や協同組合化などを求められてはおらず、あくまでも現状の伝統工芸品について青森県が指定することで付加価値を高めるという役割がある。そのため、伝統工芸品として指定されても青森県や各市町村から事業に対する援助などは無くあくまでも生産者のモチベーションに働きかけるものといえる。

また併せて伝統工芸品の生産に従事している個人に対しては、経済産業大臣が指定した「伝統工芸士」が知られているが、青森県独自の制度として「青森県伝統工芸士」が知事指定として平成13(2001)年より制定されており、青森県地域産業課のHPでは、現在69名（令和4(2022)年12月現在）が指定を受けている。この青森県伝統工芸士は青森県内に居住している者に限られ、さらには経済産業大臣指定による伝統工芸士でないことが県独自の特徴であるといえる。なお、経済産業大臣つまりは国指定の伝統工芸士は、伝産法を基礎としていることから青森県では津軽塗のみであり、それに長年従事している18名が指定を受けている。

そのようなことから、伝産法による国や青森県が独自にそれぞれ定めている伝統工芸品に関する指定

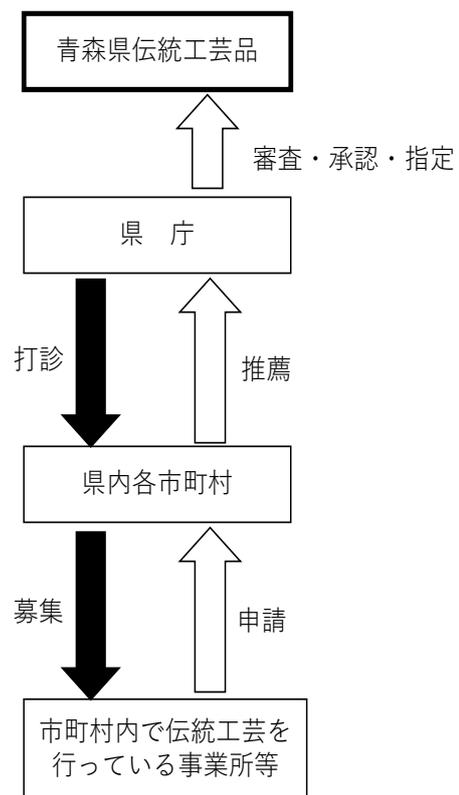


図 3-1 青森県伝統工芸品の流れ

出典: 青森県、八戸市に対して
問い合わせた内容を基に著者作成

は、地域内における事業継承や技術や文化の継承を通じた振興策の1つといえるだろう。特に国（中央政府）においては、各地域を集計したマクロ的視点としてわが国が成立していると規定していると思われる（例えば伝産法第一条）。一方で青森県における独自の伝統工芸品の認証制度は、青森県内の零細な伝統工芸事業者の振興を図ることで、青森県全体の振興につなげようという意図であると読み取れ、つまり、国の認証制度と青森県の認証制度は、相似的な関係にあると言えよう。

一方で、第三者による認証・指定は他の競合する財とどのような違いはあるだろうか。認証を得たことによって他の財とは差別化できるという利点がある。現在では経済産業大臣による指定には図3-2-1のマークが青森県のそれについては図3-2-2を示し、消費者にアピールしている。

これらの「しるし」により、消費者は伝統工芸品として指定されたものであると認識できる。このような伝統工芸品を選択する消費者としては、第1に本物志向であるということが言えるだろう。つまり、伝統工芸品の多くは、地場産業としてある特定の地域で生産されることから販路が狭く、流通量が少ないという希少性を有することから、他の代替品と比較すれば価格面では効果であることから代替品との競争では不利であることは論を待たないであろう。そのような中で指定された伝統工芸品の消費者は、当該商品が有する価値を理解しているという価格以外での価値を見出したことになろう。また第2には海外旅行者（海外客、インバウンド）のように日本製品としての希少性、珍しさというアピールが可能であろう。現に経済産業大臣が指定した伝統的工芸品の1つである南部鉄器においては海外客から鉄器が好評であり、インバウンドの要望に応えるべくカラフ



図 3-2-1 経済産業大臣による伝統的工芸品指定のしるし

出典：経済産業省 HP「伝統的工芸品」

(https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/nichiyo-densan/index.html)



図 3-2-2 青森県による伝統工芸品指定のしるし

出典：青森県地域産業課 HP「青森県伝統工芸品」

(https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/chiikisangyo/dento-kogei_aomori.html)

ルな鉄器も生産されている¹⁵。この事例からは、伝統的工芸品はわが国国内にとどまらず、海外からも日本らしさに対する需要があるといえよう。

同時に、これらの伝統工芸品の認証制度は、地域資源の活用という現代的な観点から論じることとも可能であろう。次章では地域資源の観点から伝統工芸品を見ていくこととする。

4. 伝統的工芸品の分布と地域資源

前章では、伝統的工芸品についてわが国共通の法規である伝産法に基づく認証、青森県独自の認証について、制度的な側面から見てきた。それぞれの認証基準における伝統的工芸品の生産様式に共通するものとして、伝統的にその土地で生産されている、伝統的な技法・技術で生産されている、伝統的な原材料で生産されている、ということが挙げられよう。さらには下平尾(1996)が指摘しているように(地場産業とは)「住民の生活の必要から発生したもの、および地域外に生産物を販売して収入を得る必要から展開したものであり、種々多様であるが、時代の変遷によって経済的に淘汰され、生き残った地域に根ざした産業」¹⁶である。つまり住民の生活用品、日用品をその地域で入手できる原材料を加工したといえよう。

ここで、論理の飛躍を恐れずに考えると、流通機構が現在ほど発展していない状況においては、必ずしも原材料を他地域から購入することも容易でなかった場合、自地域内で入手が容易であるものを活用し生産しなければならなかったであろう。そのような中で自地域内での生産物を資源として加工していたという構造を考えると、現在でいうところの地域資源を活用して長年の経験によって習得された技術・技法を用いて現在でも生産されている工芸品が伝統的工芸品ということになるだろう。

そのようなことから、地場産業あるいは伝統的工芸品は、地域資源の活用として捉えることも可能であると思われる。図4-1は北東北3県の伝産法で指定された伝統的工芸品と各県で独自に指定した伝統的工芸品の市町村での分布を図示したものである(青森県においては県独自に指定した伝統的工芸品が多かったことから、代表的なものを図中では示している。また秋田県においても伝産法で指定された伝統工芸品以外にも、秋田県独自で指定している¹⁷)。北東北各県における伝統的工芸品の分布は、特定の地域に偏らず、各県全体に分布しているということが明らかであろう。つまり、地域資源が各県において、伝統的工芸品の数だけ存在し、その生産に長らく、その土地の住民が労働力を提供してきたといえる。

また、図4-1では青森県については全てを地図上に網羅できなかったことから、青森県が独自に定めた青森県の伝統工芸品の一覧とそれらが生産されている経営体の所在地を表4-1に示す。また、図4-2では経営体の所在地の市町村別の件数を円グラフで示したものである。とくに図4-2を見れば、市町村別では弘前市が多く、八戸市、青森市と都市部において多く分布している。

とくに津軽塗は国と県両方から伝統的工芸品に指定されており、青森県を代表する伝統工芸品であるが、大沢(2022)によれば弘前地域をかつて治めていた津軽藩によって漆産業が1つの重要な産業であったといえる。このよう系譜を有して脈々と伝統的に受け継がれてきたことに加えて、津軽凧、津軽打刃物などに見られるような津軽藩城下町としての社会的分業による技術が現在でも続いているといえる。

¹⁵ 石清水(2017) pp. 479-480.

¹⁶ 下平尾(1995), p. 3より引用。

¹⁷ 秋田県地域産業振興課「手しごと秋田」HP(<https://common3.pref.akita.lg.jp/tesigoto/>)参照

また青森県内の伝統工芸品として下北半島、津軽半島といった北部では少ないという印象がある。表4-1を参照すれば、これらの地域における伝統工芸品は、錦石が外ヶ浜町1件で、南部裂織ではむつ市で2件、佐井村で1件の経営体が指定されているにとどまる。これらの錦石、南部裂織は、複数の経営体が指定されており、その一部にこれら市町村の経営体が含まれているという状況である。中でも南部裂織は、青森県の紹介によれば「南部裂織は江戸時代に着古した着物や布を再生する機織りの一技法として生み出された織物である。当時は、寒冷な気候のために綿の栽培は難しく、北前船で運ばれた木綿や古手木綿はとても貴重な存在であった。そのため、厳しい生活を強いられた農村地方の女性たちが布を大切にするための知恵から生まれたものである」¹⁸というように、現代でいう古着のリサイクルというべく江戸時代以降より根付く伝統的技法である。

むつ市や佐井村の南部裂織が、例えば八戸市を中心とした旧南部地域から下北地域に派生したものなのか、または個別に技術を蓄積していたもののカテゴリとして統一されてしまったのか、地域の歴史として今後考察する余地はあるといえよう。また表4-1には「津軽裂織」という項目があり、津軽裂織は青森市、つがる市、平内町での経営体が指定されている。津軽裂織は「津軽では裂織を「サクリ」と呼ぶ。江戸中期以降津軽の海岸線地域では日本海交易の北前船により古手木綿が普及し、布を裂いて織るサクリが漁師・農民の仕事着や日常着として作られた。サクリはその用途から薄く柔らかく仕上がるように工夫された技法で織られ、真新しいサクリは晴れ着として男たちや女たちを飾り、雪国の寒さから人々を守った。裂かれた布のささくれた風合いが独特の手ざわりを生み、古着の色の組み合わせによる時を経た深みのある色合いが魅力となっている。現在では、絹布をブナやナラ、りんごなどで染めて横糸にした綴れ織り・綾織りなどの技法を使ったバッグのほかコートなど様々な商品がある」¹⁹。これら南部裂織、津軽裂織に共通する起源として「北前船」により木綿、古手木綿が輸送され、それを再活用する技術として、青森県東部、西部に伝播し、各地域で独自のデザインや技法が確立したものの類推されよう。

一方で青森県の通史を紐解いても、津軽半島や下北半島に関する記述は少ない²⁰。しかしながら通史の中に記述されるような出来事のみならず、そこに暮らす人々の日々の生活や社会的背景を分析することで、これらの地域ではなぜ伝統的工芸品が少ないのか、あるいは技術が発達・伝承されなかったのか、という事を明らかにすることも必要であろう。

¹⁸ 青森県の伝統工芸品「南部裂織」より引用。(https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/chikisangyo/aomori_dento-kogei_nanbusakiori.html)

¹⁹ 青森県の伝統工芸品「津軽裂織」より引用。(https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/chikisangyo/aomori_dento-kogei_tsugarusakiori.html)

²⁰ 宮崎(1970)および長谷川他(2013)を参照。

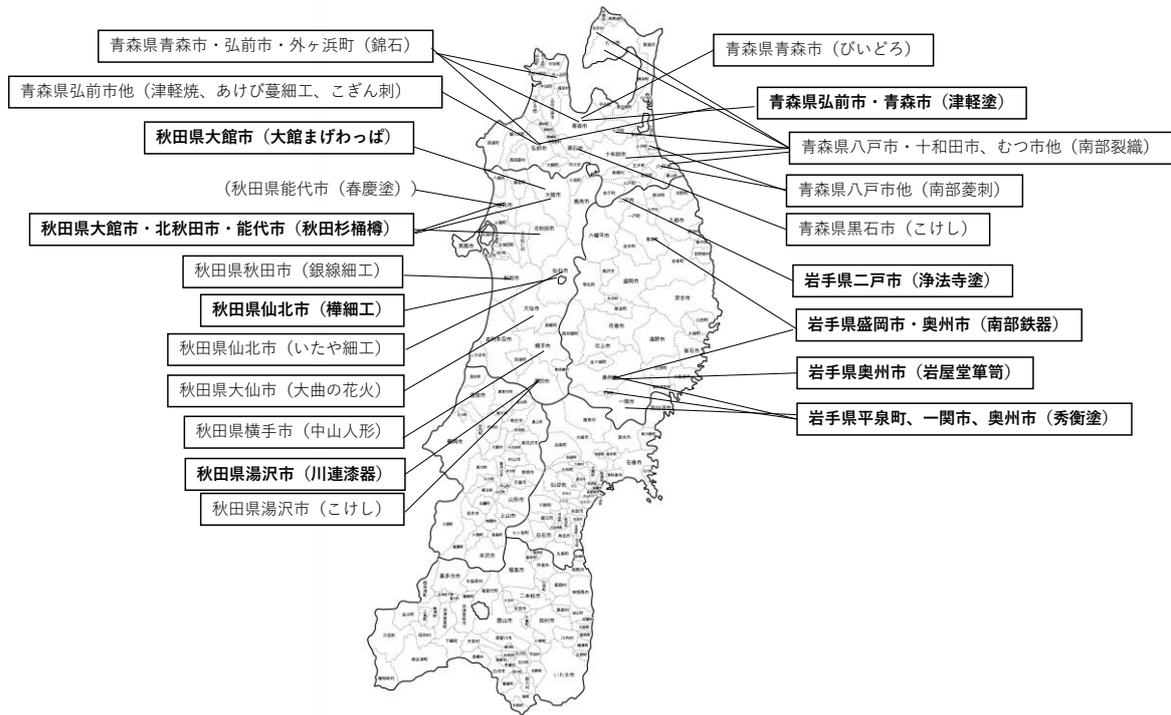


図 4-1 北東北各県における代表的な伝統的工芸品の分布

出典：各資料を参照し、著者作成。

表 4-1 青森県伝統工芸品一覧(33品)と経営体所在地一覧

	事業者 (数)	おいらせ町	つがる市	むつ市	外ヶ浜町	五戸町	五所川原市	弘前市	黒石市	佐井村	七戸町	十和田市	西目屋村	青森市	大崎町	南部町	八戸市	平内町
あけび薬細工	1							1									1	
えんぶり鳥帽子	1																	
きみからスリッパ	1											1						
ごきん刺し	4						1	2						1				
ねぶたハネト人形	1													1				
アナコ	1							1										
温湯ごけし・ずぐり独楽	1								1									
下川原焼土人形	2							2										
錦石	4				1			1						2				
金魚ねぶた	3							3										
五戸ばおり	1					1												
弘前ごけし・木地玩具	1							1										
善知鳥彫タルマ	1													1				
太鼓	1							1										
大髷ごけし・ずぐり	1														1			
津軽がいでろ	1													1				
津軽桐下駄	1							1										
津軽洗	4							4										
津軽組ひも	1						1											
津軽打刃物	4							4										
津軽同	3							3										
津軽竹籠	1							1										
津軽塗	4							4										
津軽裂織	4		1											2				1
津軽傳統組子	1							1										
南部花形組子	1																	1
南部総何尊筥	1																	1
南部菱刺し	8	1										1						5
南部短毯	1															1		
南部裂織	11					2				1	1	1		1				3
八戸焼	1									1								1
八幡馬	2																	2
目屋人形	1												1					

出典：青森県地域産業課「青森県の伝統工芸品」(https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/chikisanewo/dento-kosei_aomori.html)を基に著者作成

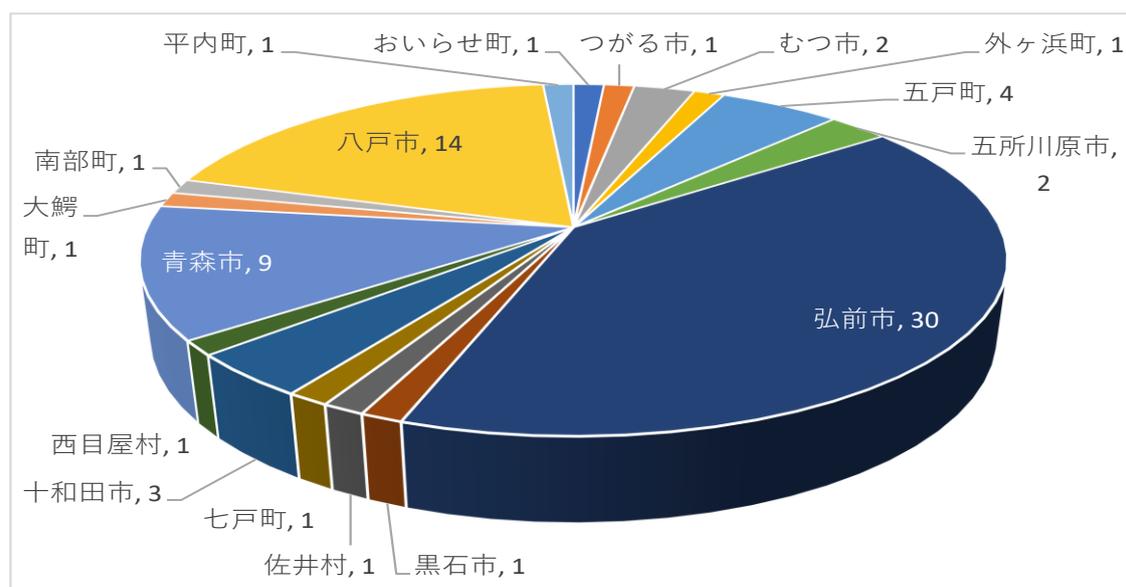


図 4-2 青森県の伝統的工芸品の産地件数

出典:表4-1に同じ。

5. 産学による協働の可能性

このような視点で考えてみると、地域資源を活用し様々な手工業（家内制マニュファクチャ）による技術は青森県内でも数多く存在していたとも思われる。現在では地域資源を活用することで新たな特産品の開発などが進められている。

例えば、本稿の第2章で述べた能代春慶は、現在では途絶えてしまっているが、「技法再現と後継者掘り起しなどを目指した「能代春慶再現活動ワークショップ」²¹の開催や大館曲げわっぱにおいては「その材料となる天然秋田杉は、近年、減少が著しく、資源保護の観点から、平成25年度以降の伐採が禁止されています。一方、造林杉は、天然杉に比べて柔軟性に乏しいため、曲げることが可能な材の割合は、7%程度と大変低いものです。当組合では、秋田県立大学木材高度加工研究所のご協力を得て、造林杉による大館曲げわっぱの共同研究を進めています。先人の知恵と、技術の結晶ともいえる大館曲げわっぱ。その伝統を後世に引き継いでいくために、これからも原材料確保、品質保持へのたゆまぬ努力を重ねてまいります」²²とHP上でも紹介されているように、原材料の確保ならびに生産技術に関する産学連携など、それぞれの産地においても伝統的技術の継承を模索している。

別の角度からの射程として、歴史、風土という基軸と地域資源という観点から、かつて存在していたものの廃れてしまった（廃業した）もの、現在でも細々と周辺地域には知られていないものの、少数ながら生産されているものなどを対象として、廃れた理由は後継者不足、代替品の開発など何で要因であったのか、現在でも続いている技術については後継者や市場などについて検

²¹ 国登録有形文化財旧料亭金勇 能代春慶常設展示 (http://www.kaneyu.jp/?page_id=233) を参照し要約・引用。

²² 大館曲げわっぱ協同組合「大館曲げわっぱとは 大館曲げわっぱの新たな試み」(<https://odate-ma-gewappa.com/about/>) を引用。

討するという作業も地域資源の検討する上で、あるいはフィールドワークの視点として考慮する必要があるように思われる。

つまり技術的な部分については工学部を始めとした自然科学系の研究機関や公立の産業技術センターなどの部門での産学連携が必要であるが、人文・社会科学の領域においても、歴史的価値、ストーリー性、市場戦略などにも貢献できるであろう。またオープンイノベーション²³に見られるように、他地域での技術交流や技術応用などの方向性について情報を発信することも必要であると考えられる。

6. 結び

本稿においては、国の制度としての伝産法や青森県を中心に指定している伝統的工芸品について述べてきた。本稿の対象としている事例研究については、本稿を始めとしてこれからより詳細について分析を進めていく予定である。

本稿の視点として、伝統的工芸品を地域資源の加工が歴史的に長期間に渡り継続しているもの、と捉え制度や事例を紹介してきたが、地域の歴史（郷土史、地方史）の側面と経営の側面という双方からの考察が伝統的な財・サービスの生産には必要ではないかと考えられる。本稿は概論的な内容にとどまっているが今後の方向性として以下を考えている。

例えば、地域的に代表される伝統的工芸品について、それが発生した要因と歴史的な出来事との関連についての調査・研究が必要であると思われる。

近代においては、大沢(2022)でも言及されている「上からの資本主義」として中央政府が主導となり殖産興業により近代的工業がすすめられた。伝統的工芸品は、その殖産興業の影響を受けず零細的に継承されてきたものと、殖産興業によって普及した技術を活用し、地域内でのみ継続してきたもの、のように殖産興業の影響について文献や製造元での調査なども必要であろう。

また伝統的工芸品は、古くから存在する地域資源を加工し、現在に伝えている財であるといえる。原材料もそうであるがその完成品である工芸品も地域の資源であるが、何よりも原料を完成品に加工する技術によって形成されていると考えられる。その技術継承や人材の育成、さらには時代による技術の変容などの解明が求められる。

参考文献

- 田村正文(2022)「地域資源としての生産技術」、『実践経営学研究』, No. 14, pp. 11-20.
- 山崎 朗・杉浦勝章・山本匡毅・豆本一茂・田村大樹・岡部遊志(2016)『地域政策』, 中央経済社.
- 小原久治(1991)『地場産業・産地の新時代対応』, 勁草書房.
- 下平尾 勲(1996)『地場産業 地域から見た戦後日本経済分析』, 新評論.
- 石清水 晃(2017)「南部鉄器の伝統とこれから」、『表面科学』, Vol. 38, No. 9, pp. 479-480.
- 宮崎道生(1970)『青森県の歴史 県史シリーズ2』, 山川出版社.
- 長谷川成一・村越潔・小口雅史・斉藤利男・小岩信竹(2013)『青森県の歴史 県史2』, 山川出版社.
- 吉田雅彦(2019)『日本における中堅・中小企業のオープンイノベーションとその支援組織の考察』, 専修大学出版局.
- 大沢 泉(2022)「明治期における青森県産業振興」、『産業文化研究』, No. 31, pp. 31-35.

²³ オープンイノベーションについては吉田(2019)を参照。

参照・引用したHPのURL (全て2023年2月15日 閲覧・確認)

国登録有形文化財旧料亭金勇 能代春慶常設展示 (http://www.kaneyu.jp/?page_id=233)

大館曲げわっぱ協同組合「協同組合について」(<https://odate-magewappa.com/union/>)

大館曲げわっぱ協同組合「大館曲げわっぱの歴史」(<https://odate-magewappa.com/history/>)

曲げわっぱ工房E08 (<https://e08.jp/collections/all>)

伝統的工芸品の産業振興に関する法律 (<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=349AC1000000057>)

経済産業省「伝統的工芸品」(https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/nichiyo-den-san/index.html)

青森県地域産業課「青森県の伝統工芸品」(https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/chiikisangyo/dento-kogei_aomori.html)

秋田県地域産業振興課「手しごと秋田」HP(<https://common3.pref.akita.lg.jp/tesigoto/>)

青森県地域産業課「青森県の伝統工芸品」 「南部裂織」(https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/chiikisangyo/aomori_dento-kogei_nanbusakiori.html)

青森県地域産業課「青森県の伝統工芸品」 「津軽裂織」(https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/chiikisangyo/aomori_dento-kogei_tsugarusakiori.html)

大館曲げわっぱ協同組合「大館曲げわっぱとは 大館曲げわっぱの新たな試み」(<https://odate-magewappa.com/about/>)

謝辞：本稿を執筆中に、疑問に感じた点などについて、青森県地域産業課、八戸市観光課に問い合わせ教えて頂いた。ここに記して感謝申し上げます。同時に本稿中の誤謬は、当然の事ではあるが著者のみに帰属する。